

住宅性能向上(耐震+省エネ)改修工事等に補助します

(筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金制度)

耐震化の促進のため、自己の居住の用に供する住宅の所有者が住宅の住宅性能向上改修工事(耐震改修と省エネ改修を併せて行う工事)及び建替えに伴う除却工事を行う場合に、経費の一部を補助金として交付します。

補助の対象

- ◇ 補助対象者(全てに該当すること)
 - (1) 住宅性能向上改修工事は、住宅の所有者であって、かつ、補助金の請求の際に当該住宅に現に居住していること。建替えに伴う除却工事は、住宅の所有者であって、申請時点で現に入居していること。また、除却後は建替え等により耐震性が確保された安全な住宅へ住み替えをすること。
 - (2) 世帯全員(18歳以上)に市税等の滞納がないこと。
 - (3) 暴力団関係者でないこと。
- ◇ 補助対象住宅

市内に存する昭和56年5月31日以前に建築され、耐震診断※1の結果、上部構造評点が1.0未満である、2階建て以下の木造戸建て住宅。

※1 耐震診断(補助を受ける場合に必ず必要です。)中面を参照ください

補助対象となる改修工事

- ◇ 補助対象工事は、補助金の交付決定後に着手し、**令和7年1月31日までに工事が竣工**し完了届等の必要書類を提出できる以下の工事
 - (1) 耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う住宅性能向上改修工事
 - ※耐震改修工事のみ行うことが必要であると認められる場合はこの限りでない
 - (2) 建替え等に伴う除却工事
- ◇ 工事内容

| 工事種別 | | 工事内容 |
|------------|---------|---|
| 住宅性能向上改修工事 | 耐震改修工事 | ・接合部の補強、屋根の軽量化、基礎の補強、耐力壁(内壁)の増強、柱の補強・増強、劣化箇所の改善 ・その他耐震化が向上する工事 |
| | 省エネ改修工事 | ・開口部(窓、ドア等)又は躯体(外壁、屋根、天井床等)の断熱性能を従来より向上させる工事 ・LED照明、節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器の設置 ・その他省エネ性能が向上する工事 |
| 建替えに伴う除却工事 | | 解体、撤去工事 |

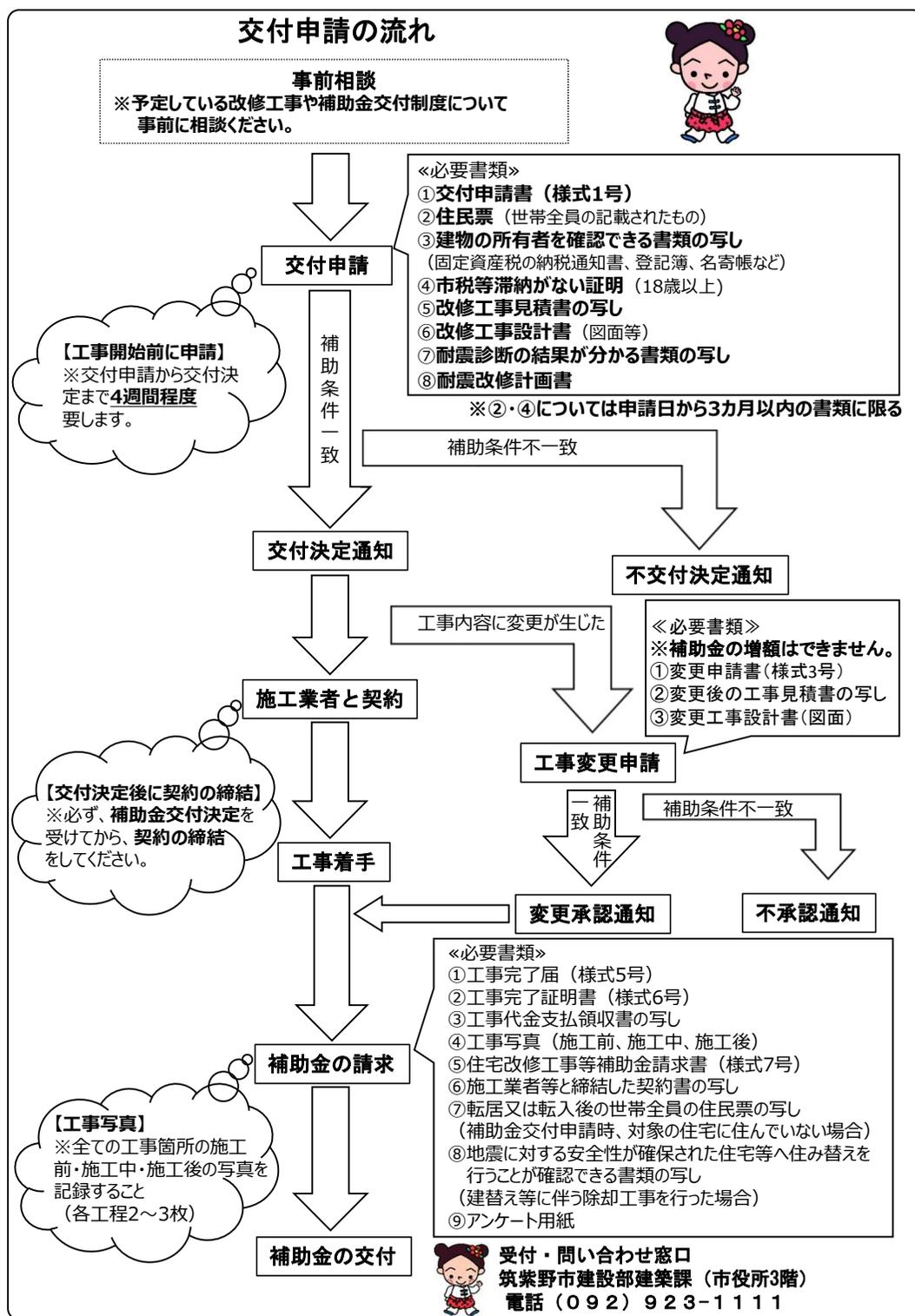
補助金の額

- ◇ 耐震改修工事：要する費用の60%相当額で、60万円を上限とする。
- ◇ 省エネ改修工事：要する費用の60%相当額で、20万円を上限とする。
- ◇ 建替え等に伴う除却工事：除却工事に要する費用又は耐震改修工事に要する費用のいずれか低い額の60%相当額で、60万円を上限とする。

補助申請の受付

- ◇ 令和6年4月24日(水曜日)から市役所3階建築課で受け付けを開始いたします。
- ◇ 同一工事において他の補助金との併用はできない場合があります。
- ◇ 予算枠を超えたときは、その時点で受付を締め切ります。
- ◇ 申請書等の様式は、建築課窓口または、筑紫野市ホームページからダウンロードできます。

交付申請の流れ



耐震診断のご案内

※表面の築紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金を利用する場合に必要です。

- 対象住宅：昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手した木造戸建て住宅
福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度の活用
「簡易診断3,000円」、「一般診断（床下・小屋裏進入調査付）6,000円」

アドバイザー派遣事務局「生涯あんしん住宅」
電話（092）582-8061 ※休館日：月曜日・第3日曜日

- 対象住宅：昭和25年以降、平成12年5月31日までに建築確認を受けて建てられた、木造軸組み工法・2階建てまでの戸建て住宅
現地調査、分析、診断報告書、耐震補強提案書 3,000円

福岡市耐震推進協議会事務局
電話（0120）861-988 ※対応時間：平日10時～17時

筑紫野市では他に、このような住宅補助金（助成金）があります

筑紫野市では、筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金制度のほか、以下の制度（事業）があります。状況に応じてご利用ください。

問い合わせ（092）923-1111

○筑紫野市経済対策事業住宅改修工事補助金制度

地域経済の活性化及び市民生活の安定を図るため、自己の居住の用に供する住宅の所有者が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に、経費の一部を補助金として交付します。

◇補助金の金額

住宅改修工事に要する費用（消費税等を除く10万円以上）の10%相当額で、10万円を上限とする。ただし、他の住宅改修補助金（助成金）を受けた場合は、その補助対象となった工事費を除いた改修工事費が10万円以上のもの。

◇対象工事

・バリアフリー改修・省エネ化改修・耐震補強・耐久性能改修・健康促進改修・生活向上改修など

商工観光課（市役所3階）

○ブロック塀撤去費補助金

震災時におけるブロック塀などの倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的として、道路に面する危険なブロック塀などの撤去費用の一部を16万円を上限に補助します。

都市計画課（市役所3階）

住宅改修等には減税制度があります

固定資産税の減額

| 種類 | ①耐震改修工事 | ②バリアフリー | ③省エネ |
|-----|----------------------------|---|---|
| 軽減率 | 1/2 | 1/3 | 1/3 |
| 備考 | ・家屋面積120㎡まで ・同年②③との併用不可 | ・家屋面積100㎡まで ・同年③との併用可（2/3） ・同年①との併用不可 | ・家屋面積120㎡まで ・同年②との併用可（2/3） ・同年①との併用不可 |

※バリアフリー・省エネの対象住宅の床面積は50㎡～280㎡となります。
減額期間：1年度分（工事完了年の翌年度分）
申請期間：工事完了後3ヶ月以内
※リフォームの種類により居住者、住宅、工事費等の要件が異なりますので詳しくは下記までお問い合わせください。

税務課固定資産税担当（市役所1階）

所得税の控除（減額）

| 種類 | ①耐震改修工事 | ②バリアフリー | ③省エネ |
|------|---------|-------------------|-------------------|
| 所得控除 | 最大25万円 | 最大20万円/年 | 最大25万円または35万円/年 |
| 備考 | | 住宅ローン利用時は12万5千円/年 | 住宅ローン利用時は12万5千円/年 |

問い合わせ窓口：筑紫税務署 電話（092）923-1400

※減税制度には要件がありますので、詳しくは担当部署へお問い合わせください。

